

# 最終提言のとりまとめ方針（案）

## <主な構成>

- 作成方針
- 作成手順

参考資料:第13回委員会資料より

# 1 作成方針／最終提言の位置づけ

## <最終提言の位置づけ>

- ・河川整備のあり方について流域委員会としての考え方を記述する。
- ・個別事業の是非については言及しない(個別事業についての議論は整備計画原案に関する検討として行う)。
- ・河川管理者は最終提言を踏まえ、整備計画原案を作成して流域委員会に提出する。

## <内容>

- ・淀川水系流域委員会のアウトプットである下記①～③(詳しくはP5参照)のうち、①、②を統合したものを「最終提言」とする。

①河川整備のあり方に関する提言

②住民意見聴取についての提言

③河川整備計画原案についての意見書

最終提言

- ・委員会中間とりまとめを元に、部会中間とりまとめを集約し一本化する。
- ・各項目には流域共通の考え方を記述した上で、特に地域特性に配慮すべき点について記述が必要な事項は部会での検討も踏まえて配慮の方針等を記述する。

# 1 作成方針／目次構成および内容の検討について

---

## ＜目次構成に関する検討イメージ＞

- ・各部会中間とりまとめを踏まえ、追加すべき項目は追加する
- ・WGでの検討などを踏まえ、項目の追加、統合を検討する

## ＜記述内容に関する検討イメージ＞

- ・部会中間とりまとめ内容をもとに地域特性に配慮すべき事項を追記する。
- ・一般からの意見をもとに記述内容の追加、修正を検討する。
- ・河川管理者との意見交換の内容をもとに追加、修正を行う。
- ・部会からの提案をもとに記述の修正、追加を検討する。
- ・委員会およびWGでの議論をもとに記述内容を検討する。

なお、最終提言の記述内容決定にあたっては、できるだけ全会一致での決定をめざして議論するが、最終的に議論を尽くした末に意見が分かれた場合の少数意見については、これを付記する(流域委員会規約第3条5項 委員会の意思決定は出席委員の多数決をもって行うが、少数意見がある場合にはこれを付する)。

## 2 作成手順

---

### <とりまとめの主体>

とりまとめは最終提言作業部会(仮称)が主体となる。メンバーは、運営会議メンバー+委員会WGリーダーとする。

### <スケジュール>

8/27 運営会議にて作成方針、目次案を決定

9/12 委員会にて作成方針、素案を検討

委員会後、作業部会を開催し作業方針検討

9/28 作業部会

10/10 作業部会

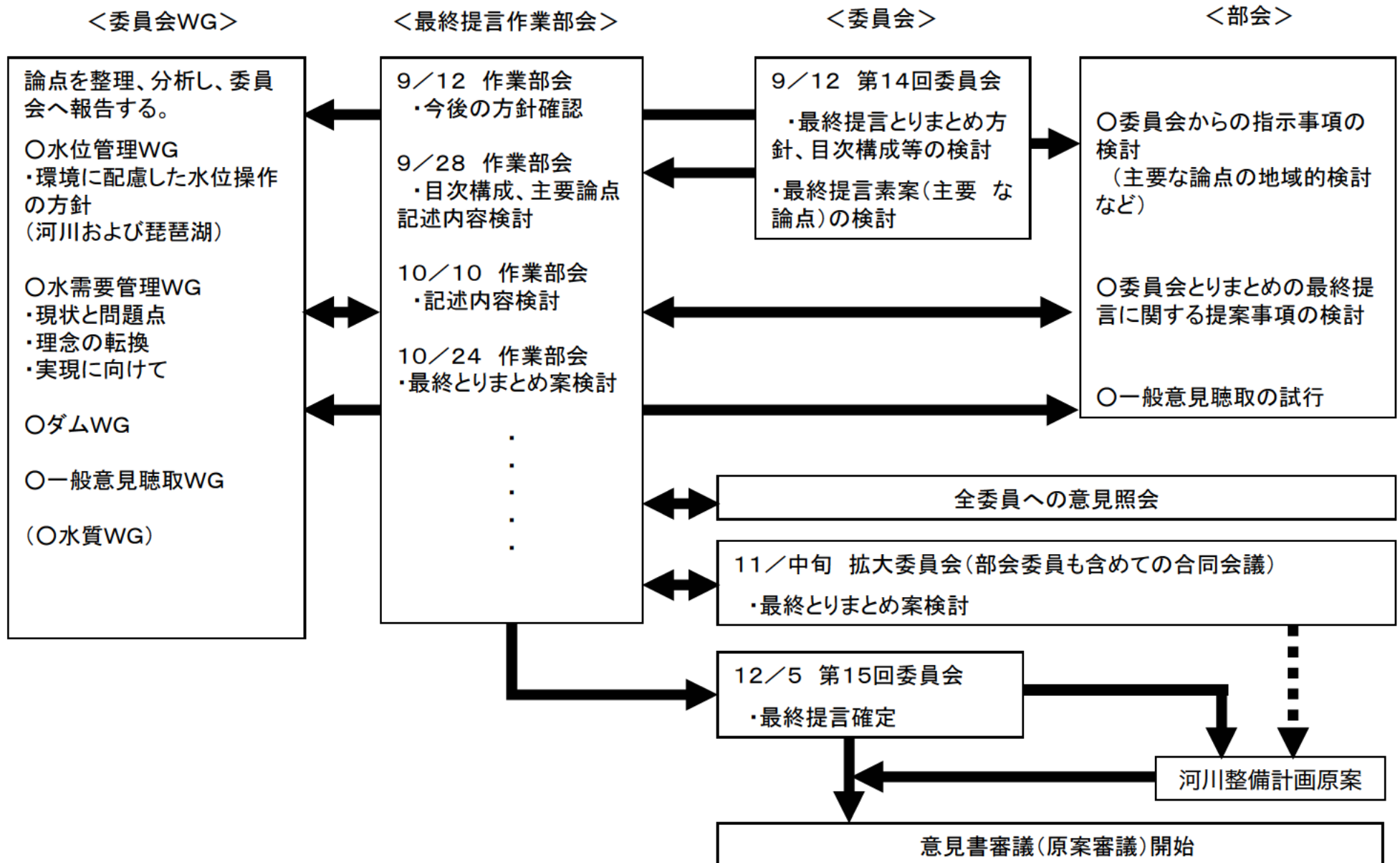
10/24 作業部会 注:当初予定の委員会は中止

11/13または16 委員会と3部会を合同開催し、全委員で最終案について議論

12/5 委員会にて最終提言を確定

(並行して各部会における検討、とりまとめ案の全委員への照会をおこなう)

# 最終提言とりまとめに向けた今後の進め方について

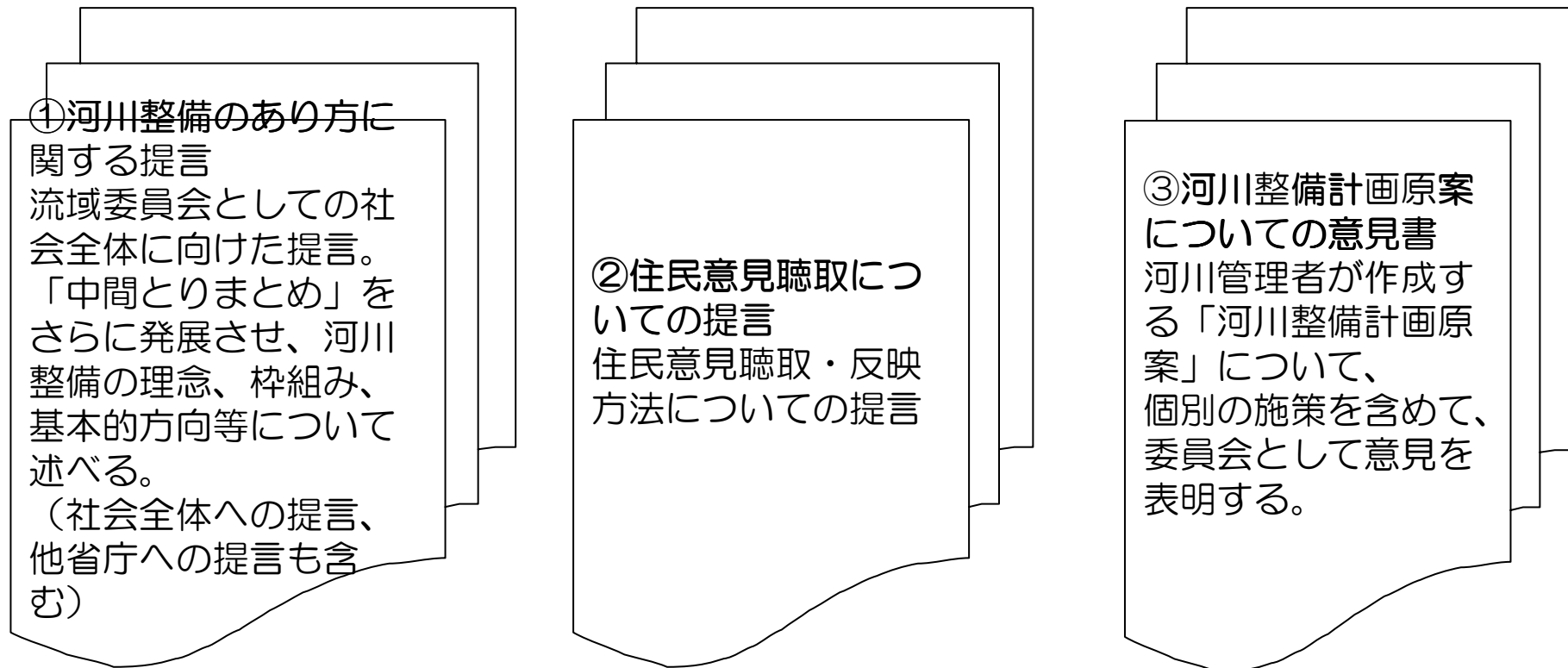


参考：第13回委員会資料より

## 淀川流域委員会の最終アウトプットについて

- 委員会の最終アウトプットは下記①～③の3点と考え、今後の検討を進める。

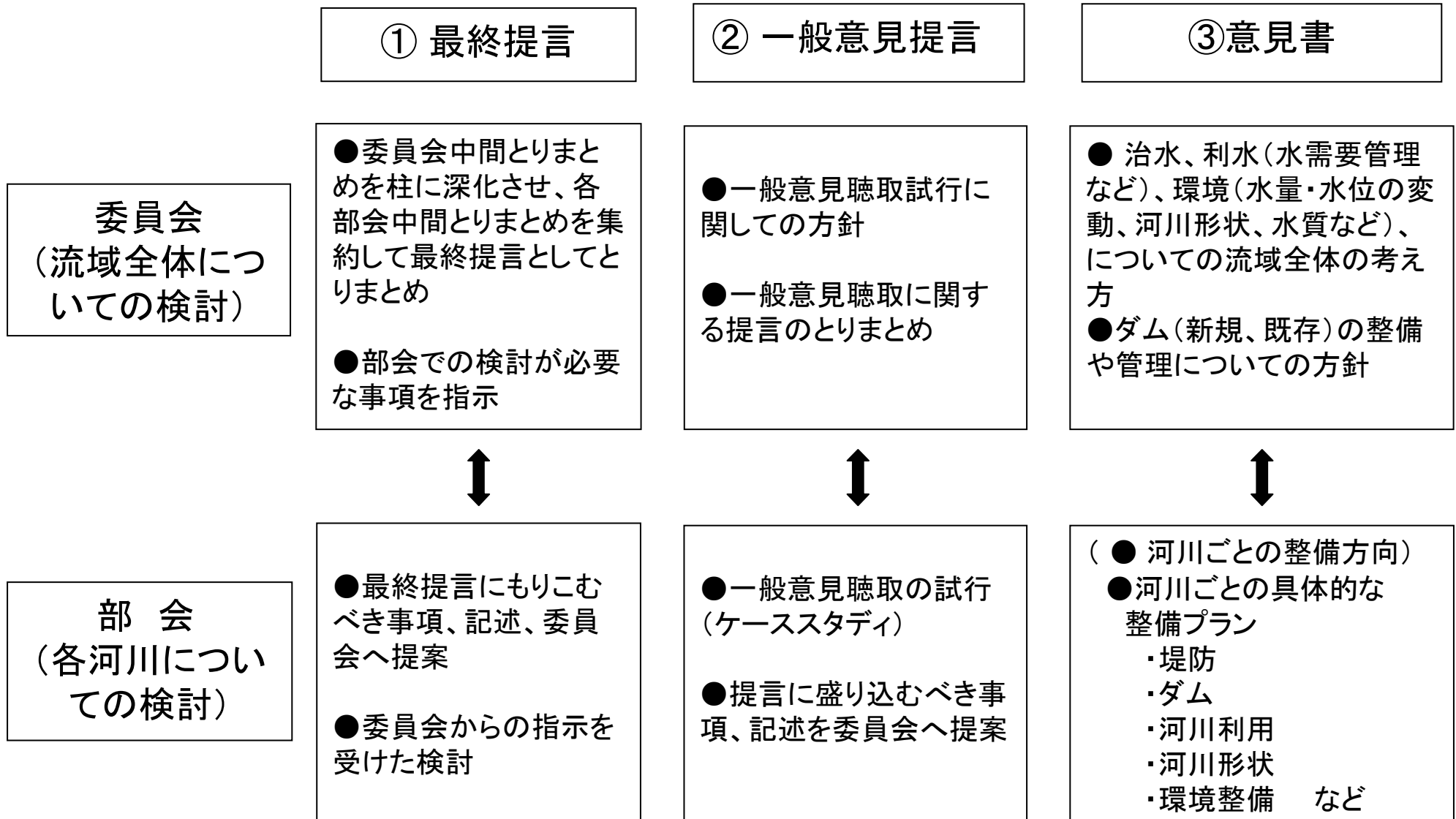
### ◎最終アウトプット案



\* 上記①～③の記述内容決定にあたっては、できるだけ全会一致での決定をめざして議論する。最終的に議論を尽くした末に意見が分かれた場合の少数意見については、これを付記する(流域委員会規約第3条5項 委員会の意思決定は出席委員の多数決をもって行うが、少数意見がある場合にはこれを付する)。

参考:第13回委員会資料より

## 検討体制について(委員会と部会の役割分担)



参考：第13回委員会資料より

## 河川整備計画決定に向けた流域委員会スケジュール(案)

